

○桜井宇陀広域連合介護保険運営委員会規則

平成11年2月25日

規則第2号

改正 平成17年12月13日規則第1号

(設置)

第1条 桜井宇陀広域連合規約に定める介護認定審査会の設置、運営及び要介護認定、要支援認定等の事務を適性かつ円滑に推進するため、桜井宇陀広域連合介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、構成市村の介護保険担当課長及び事務局介護保険課長をもって組織する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の定数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、桜井宇陀広域連合事務局で処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月13日規則第1号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。